

令和8～10年度 福祉交流農園運営利用者 募集案内

1 事業の目的

本市では、市と運営利用者が共同で農園を運営しながら市民参加を募り、市民の農業体験の場を提供することで地域の交流促進が期待されることや、市民参加者と障害者が農作業を通じて交流を持つことで障害者の活動の場づくりや社会福祉の理解を深めることを目的に、平成30年8月に中原区井田中ノ町の市有地で福祉交流農園を開園しました。

現在本市と共同で農園の管理・運営をしている利用者（以下、「運営利用者」）との農園利用に関する協定書の利用期間が令和8年3月31日までであることから、令和8年4月1日から3年間の運営利用者を1者募集します。

2 福祉交流農園の概要

所 在：川崎市中原区井田中ノ町751番地（以下、「農園」という。）

面 積：1,479 m²（耕作面積は約1,000 m²）

設 備：上下水道、倉庫、トイレ

3 「運営利用者」の役割

（1）農園の運営

運営利用者は、農園全体の管理・運営をしていただきます。

- ・農園全体について、栽培計画等を立てて農作物を栽培していただきます。
- ・雑草が繁茂することないよう草刈りの実施等により、農園全体を適切に管理していただきます。
- ・倉庫、水道、番線柵等の付帯設備を管理していただきます。

（2）市民の参加・交流

運営利用者は、市民との交流を図っていただきます。

- ・年2回程度農業体験イベントを市と共催で開催していただきます。（初年度の回数は要相談）
- ・農業体験イベント・市民ボランティア参加者に作業内容等について指導・助言を行うとともに、参加者や障害者と一緒に農作業を実施し、交流・相互理解を図っていただきます。
- ・必要に応じて、ボランティアの方々との連絡・調整を行っていただきます。
- ・運営上必要な場合、近隣住民及び農業者と調整を行っていただきます。

（3）費用の負担

- ・運営利用者は、上記について必要な経費（種苗や肥料、農業用資材、上下水道の料金、付帯設備の管理費等）を負担していただきます。
- ・運営利用者は、本事業を安定的に運営する範囲内において、本農園において自ら農作業を行い、生産した農産物については、運営利用者の名義により販売すること、その販売収入を農作業及び販売の対価（例：原材料費、販売に要する経費、工賃や人件費など）に充てることができます。
- ・運営利用者は、農園を無償で借りることができます。

（4）協定締結期間

令和8年4月1日から令和11年3月末まで

4 農作物の帰属

農園内の立毛及びその収穫物は運営利用者に帰属します。

5 申込資格

次の条件をすべて満たしている法人が対象です。

- (1) 川崎市内で、障害者の労働参加や社会参加の支援に取り組んでいること
- (2) 農地の管理、農作物の栽培に関する実績やノウハウがあること
- (3) 農園から車で 30 分以内に移動が可能な場所に事業所が立地していること
- (4) 川崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと

6 申込み及び決定

(1) 必要書類

次の書類をメール又は郵送又は持参により提出してください。

- ア 福祉交流農園の運営利用者応募申込書（様式1）※
- イ 定款又は寄附行為
- ウ 役員の名簿
- エ 最新の決算書
- オ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式2）

(2) 任意提出書類

農業に関する事業実績 ※（様式1）に記載以外の追加資料等がある場合

(3) スケジュール

- ア 応募書類の受付 令和7年10月6日（月）～令和7年11月4日（火） 17:00（必着）
申込資格に合致していない場合や、申込必要書類不備の場合は、審査会による審査の対象外とします。審査の対象となる申込者に対して審査会実施の時間、場所等の詳細をメールでお知らせします。
- イ 審査会の実施 令和7年11月18日（火）（予定）
対面にて、申込者が審査委員に対して10分間以内でプレゼンテーションを行い、その後15分間程度審査委員による質疑応答に対応いただきます。
- ウ 決定通知書発送 令和7年12月2日（火）（予定）
- エ 協定締結 令和8年1月頃（予定）

(4) 選定方法

提案書の内容や実績、審査会当日の質疑応答等について、審査委員会において総合的な判断を行った上で運営利用者を決定します。

〈審査項目〉

- ア 障害者の労働参加や社会参加等の支援に取り組んでいるか
- イ 農地管理、農作物栽培に関する実績やノウハウを有しているか
- ウ 農園管理に係る資金計画を含め、実施体制が整っているか
- エ 土地利用及び作付計画は妥当か

- オ 農業体験イベントの実施計画は妥当か
- カ 障害者が一定程度農作業に従事可能か
- キ 近隣の住民等から農園に関する苦情があった場合に、適切な対応が可能か

(5) 決定及び決定後の事務手続き

- ・審査会対象者に出席いただく審査会において審査を行い、運営利用者を決定します。
- ・審査会終了後、結果について全ての申込者にメールで通知します。
- ・農園の運営利用について、川崎市と協定書を締結します。
- ・本市と協定締結後、令和5～7年度の運営利用者と農園運営について適宜引継ぎを行います。

7 その他

複数の法人での応募も可とします。その場合は、(様式1)の応募申込書の「実施体制」の欄にその旨記載してください。

8 申込み先及び問合せ先

川崎市経済労働局都市農業振興センター農業振興課振興係
〒213-0015 神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレスカビル2階
電話：044-860-2462
メールアドレス：28nogyo@city.kawasaki.jp
受付時間 8時30分～12時、13時～17時(土日、祝祭日を除く)

